

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金に関する目的外利用する情報一覧

		支給対象児童				
		9月分の児童手当対象児童 (9月中に出生した児童を含む。)	令和3年10月1日～令和4年 3月31までに出生した児童		高校生 (児童手当の算定児童と なっているもの)	高校生 (児童手当の算定児童と なっていないもの)
			事業開始前に児童手当の認定請求又は額改定認定請求を行った者	事業開始後に児童手当の認定請求又は額改定認定請求を行った者		
受給者	一般	児童手当で保有する情報を 基に支給通知をした上でプッシュ型 支給	児童手当で保有する情報を 基に申請書を送付	児童手当申請時に給付金の申請 書も併せて提出	児童手当で保有する情報 を基に支給通知をした上 でプッシュ型支給	
	一般以外	住基・児童扶養手当・令和2年度子 育て世帯への臨時特別給付金情報を 基に申請書を送付	住基・児童扶養手当情報を基に申請 書を送付	乳幼児医療証申請時に給付金の 申請書も併せて提出	住基・児童扶養手当・令 和2年度子育て世帯への 臨時特別給付金情報を基 に申請書を送付	住基・児童扶養手当・令 和2年度子育て世帯への 臨時特別給付金情報を基 に申請書を送付

※ 受給者は児童手当（本則給付）の所得制限以内の者に限る。

※ 受給者の「一般」は、児童手当を本市から受給しているものを指し、「一般以外」は、それ以外のもの（主に公務員）を指す。

※ 所得については、プッシュ型支給対象者の場合は、児童手当の本則給付か特例給付かで確認し、申請書を送付する者の場合は、申請時に同意を得て税情報を確認する。

※ 令和2年度武蔵村山市子育て世帯への臨時特別給付金事務の概要

令和2年3月31日までに生まれた児童を監護し、かつ生計を同じくする者又は当該児童が入所している施設の設置者であって、令和2年4月分の児童手当（所得超過による特例受給を除く。）を受給した者及び令和2年3月分の児童手当（所得超過による特例給付を除く。）を受給した者であって、当該受給に係る対象児童が死亡又は中学校修了したことにより4月分の受給対象から外れた者に対して、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、支給対象児童一人につき1万円を給付したものの